

## 第 13 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 8 年 6 月 25 日（木）

開催場所 菖蒲行政センター 4 階第一集会室

開会時刻 午後 2 時 00 分

閉会時刻 午後 2 時 52 分

第 13 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 53 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第 54 号 職員の任命について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 54 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 55 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 56 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消申出について

報告第 57 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 58 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 59 号 農地の改良に係る届出について

報告第 60 号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 10 閉 会

## 農業委員

出席委員 17名

|       |           |       |             |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 会 長   | 杉 田 孝 行 君 | 会長代理  | 宮 城 与 四 郎 君 |
| 1 番   | 柴 崎 行 雄 君 | 2 番   | 籠 宮 信 寿 君   |
| 3 番   | 池 田 庄 司 君 | 4 番   | 奈 良 晴 夫 君   |
| 5 番   | 原 義 雄 君   | 6 番   | 岸 田 一 男 君   |
| 8 番   | 石 井 幸 宏 君 | 9 番   | 大 澤 一 樹 君   |
| 1 1 番 | 岡 田 武 君   | 1 2 番 | 市 原 功 樹 君   |
| 1 3 番 | 坂 卷 泰 子 君 | 1 4 番 | 野 村 俊 岳 君   |
| 1 5 番 | 早 野 公 夫 君 | 1 6 番 | 長 谷 川 智 英 君 |
| 1 7 番 | 野 口 和 幸 君 |       |             |

欠席委員 2名

|     |         |       |           |
|-----|---------|-------|-----------|
| 7 番 | 青 木 豊 君 | 1 0 番 | 高 橋 七 海 君 |
|-----|---------|-------|-----------|

## 推進委員

|        |           |
|--------|-----------|
| 菖蒲 1 0 | 石 井 松 江 君 |
|--------|-----------|

## 事務局

|      |         |              |         |
|------|---------|--------------|---------|
| 事務局長 | 田 中 智 也 | 主 幹<br>兼 係 長 | 田 口 一 美 |
| 主 任  | 松 崎 宣 幸 | 主 任          | 松 田 知 也 |

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより第13回農業委員会総会を始めさせていただきます。

ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、7番、青木委員さん、10番、高橋委員さんより欠席の連絡をいただいております。

初めに、杉田会長より挨拶、お願いいたします。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） 日程第3、議事録署名人でございます。11番の岡田委員さん、12番の市原委員さん、お願いいたします。

◎経過報告

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしくお願いします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の5月25日の総会より本総会開催前までの経過について、ご報告させていただきます。総会議案の3ページを御覧ください。

初めに、6月10日、埼玉県農林部農業政策課主催による令和8年度第2回農地事務新任担当者研修会がウェブにおいて開催され、丸山主任が出席いたしました。研修会の内容は、御覧のとおりでございます。

次に、6月11日、埼玉県農業会議主催による令和8年度農業者年金担当者研修会が埼玉県農林会館及びウェブにおいて開催され、松田主任がリモートで出席いたしました。研修会の内容は、御覧のとおりでございます。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がありました。

今月の経過報告について何か皆さんのほうからご質問があったらお受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第51号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5、議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

なお、申請書番号262311番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の5ページを御覧ください。

申請書番号261302番、譲受人は上尾市在住の方、譲渡人は白岡市在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の田2筆、108平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在野菜を50アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号261303番、譲受人、譲渡人、いずれも下早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑2筆、248平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事

由は新規就農でございます。取得後につきましては、キュウリ、トマトなどの作付を予定しているとのことでございます。

6ページを御覧ください。申請書番号262309番、譲受人は菖蒲町小林在住の方、譲渡人は東京都杉並区在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、1,674平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を263アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号262310番、譲受人は菖蒲町台在住の方、譲渡人は茨城県古河市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑1筆、68平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は新規就農でございます。取得後につきましては、ジャガイモ、キュウリ、トマトなどの作付を予定しているとのことでございます。

申請書番号262311番につきましては、議事参与案件となりますので、後ほどご説明いたします。

7ページを御覧ください。申請書番号262312番、譲受人は菖蒲町新堀在住の方、譲渡人はさいたま市見沼区在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町新堀地内の田1筆、991平米でございます。権利の内容は売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を127アール耕作しており、取得後につきましては水稲の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

申請書番号262311番を除く農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

野口委員さん、お願いします。

○17番（野口和幸君） 17番、野口です。申請書番号261302につきまして、6月20日に市原委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告をいたします。

申請地は、清久工業団地より東へ約300メートルに位置しまして、周囲は西に住宅、北は梨畑、その他は畑地でした。農地の状況につきましては、畑地になっておりまして、少々草がありました。譲受人は、上尾市在住になっていますが、実家近くで野菜を作っている隣の土地を購入するということで、今後適正に耕作するものと思われます。

続きまして、申請書番号261303につきまして報告します。資料の2番です。申請地は、久喜市役所より南に約200メートルに位置しておりまして、申請者は新規就農者でございます。5月14日に、菖蒲行政センターで申請者、市の職員、会長とともに面談をいたしました。申請地は、自宅のすぐ東側ということで野菜が作付されております。今後とも耕作されるものと思われます。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） 岡田委員さん、お願いします。

○11番（岡田 武君） 11番、岡田です。6月23日に原委員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号262309番、資料3を見てください。申請地は、菖蒲行政センターから北西に1.5キロほどの水田地帯の中に位置しております。農地の状況は、畦畔を取り、1枚になっており、水稲栽培中でした。

次に、申請書番号262310番、資料4は、NHKの鉄塔より南に600メートルほどの集落内にあり、すぐ自宅前の西側に位置しております。農地の状況は畑で、多少草が生えていました。申請者は新規就農で、6月1日に面談し、取得後も適正に耕作すると思われます。

次に、資料6を開けてください。申請書番号262312、申請地は菖蒲行政センターから北西に800メートルほどの水田地帯の中に位置しております。農地の状況は、田で、水稻耕作中でした。

以上3案件は、申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から申請地を取得後も適正に耕作すると思われます。また、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま野口委員さん、岡田委員さんからの調査の報告についてご質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 新規就農の方が2人、2件ありますけれども、この新規就農の方の農機具の所有状況について教えてください。規模が小さいので何も持っていないのか、草刈り機械か何かあるのかどうか。その辺だけ教えてください。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。岸田委員さんのご質問にお答えします。

まず、1人目の案件ですが、耕運機を1台所有しております。2人目の案件に関しましては、小規模ですので、くわやスコップなどを所有しているということです。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 岸田委員さん、よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） はい、ありがとうございました。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について、申請書番号262311を除き、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

次に、申請書番号262311に移ります。農業委員会等に関する法律の規定による議事参与の制限により岡田委員さんにおかれましては、暫時ご退席をお願いします。

〔11番 岡田 武君退席〕

○会長（杉田孝行君） それでは、議案について、事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） 6ページの一冊下の段を御覧ください。申請書番号262311番、譲受人、譲渡人、いずれも菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑1筆、466平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び果樹を275アール耕作しており、取得後につきましては苗を育てるための育苗用地などの利用を予定していると

のことでございます。所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

申請書番号262311番についての説明は、以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

原委員さん、お願いします。

○5番（原 義雄君） 5番、原でございます。6月23日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号262311番、申請地は栢間小学校から北へ約1キロほど行った集落内に位置しております。現況は、畑で、畑内に育苗ハウスがあり、申請地がそのハウスの一部にかかっていました。現在畑は、法面も同様に草もなく、きちんと整備してありました。申請者の耕作状況や農機具等の所有状況から、申請地を取得後も適正に管理すると思われます。

以上、この案件については申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

報告は以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま原委員さんからの調査の報告についてご質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、申請書番号262311について、賛成の農業委員の挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって可決決定いたします。

岡田委員さんの入室を認めます。

〔11番 岡田 武君着席〕

#### ◎議案第52号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の9ページを御覧ください。申請書番号261505番、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き、再生可能エネルギー発電事業などを行う法人、譲渡人は上内在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の田3筆、640平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります太陽光発電施設のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、再生可能エネルギー発電事業などを行っており、太陽光発電施設の設置に当たり、太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約など、事業に適した用地を探していたところ、土地の所有者から承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号261506番、譲受人は桶川市在住の方、譲渡人は古久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑1筆、55平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります住宅敷地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断しております。譲受人は、母と兄弟2人とともに市外の住宅に居住しておりますが、近く結婚する予定であり、婚姻後は妻と一緒に暮らす自己用住宅を建築することを計画しました。建築地を選定するに当たりましては、敷地に十分な広さがあり、商業施設や医療機関が近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことございまして、隣接する宅地部分を含めて土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

10ページを御覧ください。申請書番号261507番、譲受人は申請書番号261505番と同一の法人、譲渡人は上内在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の田2筆、115平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります工事用地のための一時転用で、転用期間は2か月間となっております。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。

申請書番号261505番による太陽光発電施設を設置するに当たり、工事用道路が必要なため今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号261508番、譲受人は申請書番号261505番、261507番と同一の法人、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、古久喜地内の畑1筆、978平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります太陽光発電施設のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。太陽光発電施設の設置に当たり、太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約など、事業に適した用地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

11ページを御覧ください。申請書番号261509番、譲受人はさいたま市大宮区在住の方ほか1名、譲渡人は蕨市在住の方となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の畑1筆、258平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、妻とともに市外の賃貸住宅で生活しておりますが、現在の住まいでは手狭となり、今後子供を授かり、家族構成が変化しても対応できるよう自己用住宅を建築することを計画しました。建築地を選定するに当たりましては、将来親の面倒を見られるよう実家に近い当該申請地を選定したとのことでございます。

17ページを御覧ください。申請書番号263512番、譲受人は加須市に本店を置き、土木工事業などを行う法人、譲渡人は新井在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の田9筆、4,429平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は6か月間となっております。農地の区分は、農用地区域内農地でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき、不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地は、隣接地より低い土地にあり、雨水等が集まる集水場所となっておりますことから、盛土、整地等を行い優良農地に変え、畑として利用したいとのことでの農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、採掘の深さは30センチ、現況面よりおおむね95センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、建設現場で発生した土を改良したもので、農地改良後は芝の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につま

しても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

野口委員さん、お願いします。

○17番（野口和幸君） 申請書番号261505についてご報告いたします。資料7なのですがすけれども、申請書番号261507が隣接しておりまして、一緒に説明してよろしいでしょうか。

○会長（杉田孝行君） はい。

○17番（野口和幸君） それでは、申請書番号261505と261507と一緒に説明したいと思います。資料は7と9になります。申請地は、東武伊勢崎線沿いの東側になりまして、青毛堀川というのでしょうか、これより北に約100メートル行ったらの位置に当たります。現地は整地されておりました。周囲は、北側に住宅の入り口道路、北東に住宅、南側に畑、南西側に久喜市道になっております。被害防除につきましては、現状の敷地にフェンス囲いをしまして、雨水は敷地内で処理するという申請内容でありました。周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号261506につきまして説明いたします。資料が8番になります。申請地は、さいたま栗橋線の新青毛堀川橋がありますけれども、それより北西方向に約70メートル入ったところにあります。場所的にはロヂャース久喜店というのがあるのですがすけれども、その北側になります。開発地の一面で周囲は北東側に青毛堀川、ほかには住宅で道路や側溝等のインフラは整備されているようになっております。周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号261508につきましてご報告します。資料10になります。同じく、先ほどの申請書番号261507と261505のすぐ田んぼを挟んだ1枚北側になりまして、同じく太陽光の申請になっております。申請地は、先ほど申し上げました、田んぼの1枚挟んだ北側ということで、周囲は北側が田んぼ、北東は久喜市道、ほかは田んぼになっておりまして、稲が植え付けてありました。太陽光の施設は周囲をフェンスで囲み、雨水は敷地内浸透処理という内容になっております。それから、太陽光のパネルは地上から50から90センチ程度の高さに設置するというので、周囲の農地への影響はないと思われま

す。続きまして、申請書番号261509、資料11を参照いただきたいと思います。申請地は、埼玉県の古利根川流域下水道ポンプ場より西へ約200メートルの位置にございます。周囲は、南に久喜市道と水路、東と西は住宅、北側は畑になっております。被害防除につきましては、既設の土留めブロックとフェンスが設置されておりまして、排水につきましては、浄化槽を通し、南側の水路に放流するという計画になっておりまして、周辺に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上、説明は終わります。

○会長（杉田孝行君） 池田委員さん、お願いします。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。去る6月19日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

申請書番号が263512、資料につきましては13ページ、資料13を御覧をいただきたいと思います。申請地につきましては、御覧をいただいております資料の上側に久喜市立栗橋西小学校がございまして、この小学校から南に2、300メートルほどの集落内に位置をしているということでございます。申請地の状況でございますが、田んぼでございまして、昨年から前までですか、水稻等の作付がされていた形跡が見受けられ、保全管理をされておるところでございます。周囲につきましては、北側が公衆用道路、東側が鉄道敷でJRの東北本線です。南側、西側が河川でござ

いまして、稲荷木落の排水路となっております、隣接する農地についてはございません。農地改良としての一時転用ということでございまして、汚水や雑排水の利用もないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断をいたしましたところでございます。

以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま野口委員さん、池田委員さんからの調査の報告についてご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第53号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第53号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第53号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の19ページを御覧ください。

初めに、久喜7番、設定を受ける農地は除堀地内の田1筆、畑1筆、合計1,649平米でございまして、除堀在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間ほかとなっております。

続きまして、久喜8番、19ページから20ページを御覧ください。設定を受ける農地は、除堀、北中曽根、六万部及び原地内の田9筆、畑12筆、合計2万2,948平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間ほかとなっております。

続きまして、久喜9番、設定を受ける農地は下早見地内の田1筆、1,520平米でございまして、下早見在住の方となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、久喜10番、設定を受ける農地は六万部地内の田1筆、695平米でございまして、江面に事務所を置く法人となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、水田利用8年6か月間となっております。

続きまして、菖蒲10番、設定を受ける農地は菖蒲町菖蒲地内の畑7筆、2,587平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、普通畑利用6年間となっております。こちらの法人は建設業を行っている事業者で新規就農者となります。今年4月に行われた第11回総会の議案第45号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案において、菖蒲1としてご審議いただいた法人でございまして。

21ページを御覧ください。鷺宮4番、設定を受ける農地は西大輪、外野及び東大輪地内の田14筆、5,317.52平米でございまして、外野に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年間ほかとなっております。

続きまして、鷺宮 5 番、21ページの下段から22ページを御覧ください。設定を受ける農地は、久本寺地内の田 7 筆、6,173平米でございまして、中妻在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり5,400円となっております。

最後に、鷺宮 6 番、設定を受ける農地は、久本寺地内の畑 3 筆、3,724平米でございまして、八甫 2 丁目に事務所を置く法人となっております。設定する権利は使用貸借権の設定、普通畑利用 7 年間となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。それでは、質問をお受けいたします。

野口委員さん。

○17番（野口和幸君） 17番、野口です。この貸借をするに当たりまして、何か指導はしているのですか。耕作、お互いに貸借しますよね。それに対して何か条件つけたり、そういうもろもろの指導があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○会長（杉田孝行君） では、事務局、お願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） 特別、条件的なものはないのですが、期間として6年間以上受けることで、まずはお願いしております。それ以外について、特にこちらから条件づけというのはしていません。

○17番（野口和幸君） 例えば、田んぼはきれいに耕作してくださいとか、そういう、周りを草刈りしてくださいとか、そういう指導はしているのですか。

○会長（杉田孝行君） お願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） そちらについては、農業振興課のほうに確認しておきます。

○17番（野口和幸君） できれば、やはり周辺に迷惑かけないようにきちんと管理してほしいと。そういうお願いができればいいと思います。

○会長（杉田孝行君） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第53号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第 5 4 号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第54号 職員の任命についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第54号 職員の任命について。本日お配りいたしました追加議案書の3ページを御覧ください。議案の内容につきましては、令和8年7月1日付の人事異動により人事案件でございます。職員の任命に係る取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律に、職員は農業委員会が任命するという規定がございますので、総会に議案として上程をさせていただいたものでございます。令和8年7月1日以降、農業委員会事務局の職員として新たに任命を受ける職員でございまして、併任辞令を受けており、久喜市役所本庁舎の庶務課への異動によるものでございます。

詳細につきましては、議案書を御覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました、人事異動に伴い、新たに7月1日から農業委員会事務局職員としてお願いをする方でございますので、併任辞令という形を予定してございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号 職員の任命について、原案に賛成の農業委員の挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いいたします。

○主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の24ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は2件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、26ページから27ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は8件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、29ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可の取消申出でございます。今月は1件の取消申出を受理しております。こちらにつきましては、令和8年3月に自己用住宅建築のための農地法第5条の許可が出された案件でございますが、計画変更のため、今回取消しの申出が提出されたものでございます。

続きまして、31ページから32ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は5件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、34ページから35ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は6件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、37ページを御覧ください。農地の改良に係る届出についてでございます。施工面積が1,000平米未満、工期が1か月以内の軽微な農地改良の届出を1件受理しております。なお、農地改良後は、大豆の作付を予定しているとのことでございます。

最後に、39ページを御覧ください。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がございました。何かご質問がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がございました。

それでは、事務局から照会事項について、その内容の説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いいたします。

○主幹兼係長（田口一美君） 認定農業者を認定するに当たりましては、農業経営者から市に対して農業経営改善計画が提出されます。こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございまして、今月は1件の申請が提出されております。

それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4コピーのもので、表側に、農業経営改善計画の認定に係る意見について（照会）と書かれているものがございまして御覧ください。申請者は、白岡市に事業所を置くNPO法人で、現在の作付面積は280アール、今後は作付面積を拡大し、500アールまで拡大する計画でございまして。目標とする営農類型は稲作の主穀単一経営でございまして。申請者は、介護事業を中心とした福祉事業を展開するグループのNPO法人でございまして。昨年からは耕作を始め、今年が2年目、旧江面第二小学校周辺で耕作を行っております。生産した米は、介護施設での自家消費や有事の際の非常食として活用し、施設の避難訓練の際は、参加者に自社生産の米を振る舞うなど、地域貢献にも取り組みます。地元農家の指導を受けながら、よりよい米作りを追求しており、今後、農地の集積、集約化を図りながら規模を拡大し、地域社会に根差した活動を行うことも期待されることから、認定について支障のないものと考えております。

説明は以上でございまして。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました。何かご質問がありましたら、お受けいたします。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 1つだけ教えてもらいたいのですが、この方の法人設立が2015年7月30日になっていすけれども、これは農業法人というよりは違う法人か何かをやっていたのですか。福祉か何かをやっていたのですか。それだけです。

○主幹兼係長（田口一美君） 農業法人でなくて、福祉のほうの法人ということになります。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

○6番（岸田一男君） はい。ありがとうございます。

○会長（杉田孝行君） ほかにございすか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後、地域の担い手として発展されることが見込まれることから、支障なしの意見に回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって、支障なしの意見として決定したいと思います。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第9、農政問題です。

農業委員の皆さんから、農政問題について何かございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

お手元に、私のほうで、農地ナビということで、これ農林水産省で出しているやつですけども、スマホなり、パソコンで農地の地番を入れれば、自分の農地やほかの人の農地を検索することができるということで、このマニュアルどおりやっていけば検索できますので、ひとつ参考にしてお持ち帰りいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 2時52分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案は全て終了したわけでございます。

委員の皆さんには慎重審議、誠にありがとうございます。

以上を持ちまして議長の任を解かせていただきます。

本会議を証するためここに署名する。

令和8年6月25日

久喜市農業委員会会長

杉田 孝行

署 名 委 員

岡田 武

署 名 委 員

市原 功樹